

価格統制と租税政策（下）

——傾斜生産方式を事例に——

ソボレフ ロマン

要 旨

本稿の目的は、戦後日本の復興過程とそれに伴う経済統制政策について批判的な再検討を行うことである。戦後、日本では戦争によって破壊された経済を再建するために、基礎生産財（石炭、鉄鋼など）の増産を目的とする傾斜生産政策が採用されたが、この傾斜生産は経済全体の統制を前提にしていた。この点に関して、まず、価格統制などに代表される当時の政策がソ連統制経済の手法を取り入れたとする議論が存在する。価格が統制され、戦前から閉鎖されていた証券取引所の再開について政府とGHQとの対立が続いていた状況の中で、通常の資本主義的なやり方によるこれらの部門への資金調達には困難であった。ゆえに、傾斜生産の展開に伴い強化された金融統制、資金計画、そして復興金融庫の融資がこれらの企業への資金の重点的な配分を可能にしたわけである。また、復金の所要資金の大部分は日本銀行が引き受ける復金債の発行によって賄われた。この点を強調して、一般の国債発行がGHQによって禁じられた状況の下で、政府は復金を通じて公債を大量に発行し続けていたとする議論もある。

しかしながら、傾斜生産を伴った経済統制政策がソ連の経済統制と同様のものだったとすれば、金融統制と復金債に過度に依存する資金調達のやり方をどう説明するかという疑問が残る。問題は、ソ連の統制政策と日本のそれとが目的を同じにしながらも、その手法の面で根本的に異なっていたことにある。その相違は、日本の経済復興が前提としていた第一部門と第二部門間の価値再分配の機能に表れている。従来の研究ではこの点が見落とされている。日本の場合、ソ連とは異なり、歳入面において戦時期から企業の利潤統制が行なわれなかったうえ、部門間の再分配が主に価格補給金を通じて行なわれていたのである。傾斜生産政策における復金債への依存の主な原因はこの点にあったと思われる。本稿はこのような部門間の価値再分配のメカニズムを明らかにし、日本の経済統制の特徴を探るものである。

目 次

I. はじめに

II. 傾斜生産方式をめぐる理論的背景

1. 歳出予算と価格調整補給金
2. 「傾斜の理論」
3. ソ連の公定価格と取引税

III. 戦時日本における経済統制の展開と「経済新体制」

1. 国家総動員と「利潤統制」
2. 低物価政策の意義

3. 小括

(以上 本誌42号)

IV. 戦後の物価対策と財政

1. 公定価格と価格調整補給金
2. 歳入構造と部門間の価値再分配
3. 間接税の増徴
4. 法人税の改正と税収

V. おわりに

参考文献

IV. 戦後の物価対策と財政

1. 公定価格と価格調整補給金

戦後、価格統制に関して、日本政府は緩和な
いし撤廃という方針をとっていたが⁵⁹⁾、昭和20
年9月22日に発せられた司令部による「指令第
三号⁶⁰⁾」は必需品について厳格な物価統制と配
給制度を命令した。その後、昭和21年3月、総
合的インフレ対策の一環として、金融緊急措置
による通貨の収縮と共に、新しい公定価格、い
わゆる三・三価格体系が実施された。公定価格
の決定方法としては、多数の商品の諸価格を同
時に決めることが技術的に困難であったので、
価格体系の中心になる重要な商品の価格（米
価、炭価）を基準として定め、それによって連
鎖的に諸物価を算定するという方式がとられ
た。このように戦後の物価統制が始まったが、
昭和21年の秋頃、この物価体系は事実上崩壊し
た。そこで、全面的な公定価格の改訂が必要で
あったが、それは行われず、重要な物資の価格
だけがばらばらに引上げられた。

昭和22年6月、片山内閣の発足とともに、
「経済緊急対策⁶¹⁾」の立案が行われ、その第三

項において、賃金・物価の全面的な改定が示さ
れた。この時期は傾斜生産方式が本格的に展開
されている時期であり、それに伴って新しい公
定価格構造は、新たな役割を担うはずであっ
た。以下、この点に関して詳しく見ておこう。

昭和9-11年の平均価格と比べ、重要生産財
の生産者価格は、石炭は127倍、銑鉄は136倍、
硫酸は80倍というように激しい格差を示し
た⁶²⁾。これに対し、食料品工業などの消費財産
業では、物価上昇率は平均より低かった。いう
までもなく、傾斜生産の対象となった生産財産
業における高い価格水準は、その産業における
蓄積とそれによる拡大再生産に障害を与えてい
た。

この状況の下で、価格の安定帯という概念が
生まれた。すなわち、インフレーションを抑制
しながら、生産の増強を図るために、いわゆる
「安定物資」の消費者価格を低い水準に抑え、
その騰貴に対抗するというやり方であった。こ
の安定帯物資というカテゴリーに何が入ったの
であろうか。昭和22年7月に経済安定本部に
よって作られた「新価格体系の確立につい
て⁶³⁾」では、特定産業向石炭、鉄鋼（銑鉄、普
通鋼鋼材、同伴製品）、非鉄金属（電気鋼な
ど）、化学肥料（硫酸、石灰窒素など）、ソーダ

図表6 石炭生産費 内訳（単位 トン当たり円）

区 分	金 額	%
1 直接操業費	813.28	67.3
物品費	85.89	7.1
鉄道運賃値上げ	36.33	3.0
給料・賃金・諸手当	526.51	43.6
福利厚生費	52.72	4.4
その他社費	111.83	9.3
2 一般経費	17.97	1.5
減価償却費	3.48	0.3
募集訓練費	2.13	0.2
本社費	12.36	1.0
3 利潤	5.82	0.5
4 合計（1 + 2 + 3）	837.07	69.3
5 控除額	6.47	0.5
6 差引計（4 - 5）	830.6	68.7
7 支払利子	14.24	1.2
8 価格体系改訂影響	105.22	8.7
9 生産者価格	956.08	79.1
10 配送公団運賃諸経費	252.5	20.9
12 消費者価格	1,208.58	100.0

〔出所〕『昭和財政史－終戦から講和まで－10国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金』、1980年、334頁より引用。

（ソーダ灰、苛性ソーダ）が安定帯物資として掲げられている。いずれも、傾斜生産の対象となった産業である。この基礎的生産財の消費者価格について、基準年次（昭和9－11年）の価格水準の65倍の限界を設け、生産者価格がこの安定帯水準を上回る場合、その差額は国庫補給金によって賄われることになった。したがって、昭和22年7月の新物価体系の意図は、このような基礎的生産財の価格を意識的かつ計画的に整理し、低い水準に抑えることにあったと言える。

その価格の計算の仕方も重要である。まず、鉱工業製品の価格決定は原則として、原価計算によって行われていた⁶⁴⁾。図表6は、石炭の公定価格の構成を示している。ここで注目すべき

は、以下の2点である。

第一に、消費者価格において、労賃部分（可変資本）はその価格の5割に近い割合を占めている。しかし、物価庁の出した「新価格体系の確立について⁶⁵⁾」によると、原価に算入される賃金水準は工業総平均月1,800円として規定されていた。鈴木武雄が指摘しているように、それは基準年次の27.8倍に相当していた⁶⁶⁾。消費者価格水準が65倍として規定されたのに対し、その原価に圧倒的な割合を占めていた賃金水準が27.8倍しか引き上げられなかったことを考えると、第一部門における公定価格はいかに低い水準で計画されていたかが分かる。一方では、価格と違い、この労賃水準は統制されなかったという事実があり、その結果、実質賃金の上昇が生産費を圧迫し、インフレーションの圧力となったという議論もある⁶⁷⁾。これは重要な点であるが、賃金が統制されなかったということは、当時の直接統制が不十分であったということを示すのではなく、それは以下で明らかになるように、公定価格形成と密接な関係を持っており、その必然的な結果であったと思われる。

第二に、公定価格における利潤の算定である。基本的に、利潤は原価に算入されず、別の項目として計算されるべきであった。上記の「新価格体系の確立について」によると、利潤については、「能率が標準より高い経営についてのみ産れる程度にかぎって、これを算入する⁶⁸⁾」となっている。図表6から分かるように、石炭消費者価格の構成の中で、利潤（m）は非常に低い水準に抑えられていた。

これに対して、農産物（主な消費財）については、原価主義による計算が困難であったため、パリティ計算が適用されていた。それによって、農産物の価格は、農家が購入する生産

資材および消費財の価格騰貴率と等しい割合で上昇するように決定されていた。そこでは、主要な農家購入品（昭和22年7月には、32種）についてのパリティ指数が、基準年次を1として計算され、基準年次の価格にそのパリティ指数を掛けて農産物の価格を求めるという方式がとられた。つまり、生産財の場合と違い、消費財の価格の決定に影響を与える要因が多く、それぞれの価格上昇率が一致するとは限らないので、消費財の価格は高めに決定されがちであったといえる。

ここで、特に、日本の主食である米の公定価格の推移に触れる必要がある。当初、農産物価格についてのパリティ指数は19.56と定められ、それによって米価は550円に決定されたが、その4ヶ月後、パリティ指数は62.55に計算しなおされ、米価は1,698円85銭になった。つまり、昭和21年3月の価格体系と比べて、主食の米の公定価格は5倍以上引上げられたことになる。米の公定価格の急激な上昇と、先ほど述べたように労賃が固定されなかった事実は相互関係にあるといわなければならない。

さらに、傾斜生産の中心的な役割を担っていた特定産業部門において、経費の膨張を食い止めることによって、拡大再生産に必要な蓄積を確保するために、二重価格構造が採用された。その中で、統制価格を維持するために配給機関（公団）が重要な役割を果たしていた。公団は複数の生産者価格を平準化したプール価格で、生産者から物資を買い取り、それを特定消費者（石炭の場合、海運業並びにガス、コークス、銑鉄、普通鋼鋼材、同伴製品などの産業）であれば、プール価格よりもさらに安い価格で販売していた。この公団の買取価格と売戻価格の差額が価格差補給金によって賄われていた訳であ

り、公団は配給業務だけでなく、価格補助金の実際の支出業務も行っていたこととなる。このように、公定価格制度は、単なる物価騰貴の抑制ではなく、公定価格による資源配分⁸⁹⁾を目的としていたという点は注意が必要である。

生産者価格 (原価+適正利潤)
公団買取価格 (生産者価格+運賃)
公団売戻価格 (買取価格- α)

以上の新しい公定価格体系は、価格構造と価格相互関係においても大きな変化をもたらした。図表7は、東京公定価格に関する資料に基づき、傾斜生産経済の中心となった基礎的生産財（第一部門）と消費財（第二部門）の価格の推移を表している。

同表で目立つのは、一旦昭和22年7月の物価改訂によって決定され、昭和23年3月まで変更されなかった基礎的生産財の価格と違い、消費財、特に農産物については、その価格は更に11月に大きく見直されたことである。また、それぞれ生産手段と消費財の価格の引上げ幅が相違しているのも特徴的である。昭和21年3月の物価体系と比べると、生産財の公定価格は昭和22年7月に、平均3.1倍の水準まで引上げられ、昭和23年6月の価格改訂まで変更されずにいた。これに対して、大部分の消費財の価格は、配給制によって供給された主食品を除いて、昭和23年3月の時点で、昭和21年の5倍以上の水準に定められたことが分かる。特に軽工業における公定価格の平均引上げ率は5.1倍である。

また、昭和22年の価格体系によって定められた公定価格は主に重要な生産財と主食品に適用

図表 7 東京主要品公定価格

	品 名	単位	昭和21年 3月(A)	昭和22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	昭和23年 1月	2月	3月(B)	B/A
生産財	石炭	1 トン	535.00	1,710.00	1,710.00	1,710.00	1,710.00	1,710.00	1,710.00	1,710.00	1,710.00	1,710.00	3.2
	鋼	1 トン	13,000.00	49,000.00	49,000.00	49,000.00	49,000.00	49,000.00	49,000.00	49,000.00	49,000.00	49,000.00	3.8
	鉄鉄	1 トン	1,300.00	3,050.00	3,050.00	3,050.00	3,050.00	3,050.00	3,050.00	3,050.00	3,050.00	3,050.00	2.3
	コークス	1 トン	999.00	3,745.00	3,745.00	3,745.00	3,745.00	3,879.00	3,879.00	3,879.00	3,879.00	3,879.00	3.9
	硫安	37.5kg	101.81	243.75	243.75	243.75	243.75	243.75	243.75	243.75	243.75	243.75	2.4
消費財	農業												
	小麦粉	1 kg	3.95	10.40	10.40	10.40	10.40	13.15	13.15	13.15	13.15	13.15	3.3
	大豆	1 kg	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	13.55	13.55	13.55	13.55	13.55	3.4
	鶏卵	100匁	24.50	42.00	42.00	42.00	42.00	42.00	42.00	42.00	42.00	42.00	3.6
	米価	一石	300.00	550.00	550.00	550.00	550.00	1,698.85	1,698.85	1,698.85	1,698.85	1,698.85	5.7
	塩	1kg	1.15	5.58	5.58	5.58	5.58	5.58	5.58	5.58	5.58	5.58	4.9
	日本酒	一升	30.00	89.00	102.00	102.00	102.00	102.00	200.00	200.00	200.00	200.00	6.7
	果物(りんご)	100匁	3.40	4.40	4.40	4.40	4.40	40.00	30.00	40.00	45.00	48.00	14.1
	タバコ	30 g	2.40	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	15.00	15.00	15.00	15.00	6.3
	軽工業												
	靴	1 足	100.00	266.00	266.00	266.00	266.00	266.00	625.00	625.00	625.00	625.00	6.3
	石鹼	1 ケ	1.80	1.80	1.80	1.80	7.90	7.90	7.90	7.90	7.90	7.90	4.4
	薬品	25g	9.95	9.95	19.90	19.90	19.90	19.90	19.90	50.00	50.00	50.00	5.0
	銘仙	1版	202.57	202.57	202.57	202.57	946.00	946.00	946.00	946.00	946.00	946.00	4.7
	縫糸	1匁	0.56	0.56	0.56	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	5.3
	人造絹糸	100lbs	1,824.26	3,922.00	3,922.00	7,800.00	7,800.00	7,800.00	7,800.00	7,800.00	7,800.00	7,800.00	4.3
	羽二重	36"x25yards	261.37	261.37	261.37	1,142.80	1,142.80	1,142.80	1,142.80	1,142.80	1,142.80	1,142.80	4.4

〔出所〕大蔵省『財政経済統計年報』昭和23年、大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—10国庫制度国庫収入・物価・給与・資金運用部資金』、1980年より作成。

図表 8 昭和23年の一般物価と鉄鋼価格

	昭和10年= 1		昭和10年= 1
米	771	棒鋼	168
マッチ	752	厚板	206
石鹼	899	中板	281
手拭	739	薄板	253
木材	162	線材	318
石炭	252	ガス管	87
鋼材	120	形鋼	137

〔出所〕稲葉秀三『日本経済の現実』、時事通信社、1950年、108頁。

され、それ以外の商品、特に軽工業に集中している商品（いずれも第二部門）は協定価格もしくは自由価格で販売されていた。激しいインフレーションの中で、それらの価格はさらに上昇し続けていたことはいまでもない⁷⁰⁾。その結果、一般物価と鉄鋼価格の指数を対比している図表 8 から分かるように、昭和23年に、石炭・鉄鋼などの主な生産財の価格は、平均で第二部門の消費財価格の 3 分の 1 に過ぎなかった。特に、鉄鋼の価格は石炭価格を下回り、その指数

は平均230という低い水準にあった。

つまり、昭和22年 7 月の公定価格制度は、昭和21年と比べて、全く異なった公定価格構造と価格相互関係を作り上げたということが出来る。傾斜生産の対象となる重要な生産財（石炭、鉄鋼、化学肥料）の価格は相対的に低い水準に抑えられたが、第二部門（軽工業、食糧など）における価格は相対的に高い水準に定められたわけである。この第一部門と第二部門との価格のアンバランスは、ソ連の価格制度でも見たように、第一部門の重点的な発展を目的とする計画経済と公定価格制度の必然的な特徴であるが、戦後日本の状況の中で、そのアンバランスはインフレーションによってさらに促進されていたわけである。

その結果、相対的に低い価格で販売される第一部門の生産財の価値が充分実現されないまま、第二部門に移転され、そこで初めて実現されるようになっていた。生産者価格と需要者価

格のギャップを埋め合わせるべき価格補助金は、第一部門において作り出された剰余価値を実現するという経済的な役割を果たしていたといえよう。傾斜生産の出発点となっていた鉄鋼業部門の公定価格が低く抑えられれば抑えられるほど、その部門に重点的に価格補助金が流れていたわけである。つまり、第1節で見た歳出政策の量的・質的な変化は、インフレーション抑制手段というより、第一部門と第二部門の間における剰余価値の偏在的な分配を修正し、その再分配を行う機能を持っていたといえる。

確かに、大規模に支出された価格補助金自体は復金債とともに、インフレーションの原因になった⁷¹⁾。しかし、一定部門への資源・資金の重点的な集中→そのための公定価格による資源配分→それによる部門間の剰余価値のアンバランス→価格調整補給金→基礎部門への重点的な資金配分というスキームが前提であり、そこから価格補給金だけを取り出して、それを「竹馬の片脚」として見る考え方は、公定価格のメカニズムとその財政との関係を十分理解していないことに基づいていると思われる。

2. 歳入構造と部門間の価値再分配

戦時期と違い、戦後、この膨大な歳出の大部分を租税で賄う必要があり、全ての税についての増税、新税の創設が重要な課題となった⁷²⁾。したがって、価格制度と財政を通して行われた剰余価値の部門間再分配の機能は歳入の面でも表れたはずである。どのような形で表れたかを、その剰余価値の集中メカニズムに焦点を当てて分析しておこう。図表9は、昭和21-23年における歳入の構成を示したものである。そこで重要なのは、終戦直後に高い水準にあった直間比率が傾斜生産方式に伴い低下していくとい

うことである。昭和23年に至っては、間接税の割合はほぼ35%に達した。その中でも、酒税の伸び率は著しい。昭和22年度のその税収は前年度と比べて10倍以上増加し、全体の税収において18%以上を占めるようになった。これは、主に酒類の生産増と価格・税率の引上げによるものであった⁷³⁾。また、織物消費税による収入の割合も、昭和22年に一旦停滞したが、昭和23年には、また急速な回復を見せた。この織物消費税は、物品税と並んで、従価課税方式をとっていたので、それらの税収増加は、前述した昭和22年以降の第二部門における価格の上昇を反映していたといえる。さらに、昭和23年度に平均で2倍程増大した他の個別消費税の税収と比べて、織物消費税、砂糖消費税、通行税による税収は3倍以上増大したことに注意しなければならない。このように、租税収入において3割以上占めるようになったこれらの間接税は、第二部門（消費財）に対する税であり、それによって集中された資金は、公共事業費と価格調整補給金の形で第一部門に向けられたわけである。また、昭和22-23年の間、戦時期における民間企業に対する税収の停滞に比べて、傾斜生産に伴う昭和21年税制改正による法人税の税率引上げ（約2倍）と超過税率の導入によって、企業に対する課税が強化され、その税収が絶対的にも相対的にも増加した。昭和23年度において、法人税収入の決算額は見積額を大きく上回ったことが目立っている。その背景には、戦後において会社数が急に増加したということがある。図表10に明らかであるように、終戦直後、会社数は95,773社であったのに対し、昭和23年にはその数は177,490社に達した。しかも、産業別の会社数を見ると、工業部門の会社の増加が著しかったことも分かる。さらに、工業部門の中

図表9 昭和21-23年度租税収入の構成

（単位 100万円）

税種	昭和21年度		昭和22年度		昭和23年度	
	見積額	決算額	見積額	決算額	見積額	決算額
	25,811 (100.0)	29,705 (100.0)	134,321 (100.0)	146,526 (100.0)	262,714 (100.0)	341,048 (100.0)
租税						
直接税	19,942 (77.3)	21,332 (71.8)	91,398 (68.0)	99,409 (67.8)	162,008 (61.7)	222,669 (65.3)
所得税	11,957 (46.3)	12,241 (41.2)	69,044 (51.4)	79,273 (54.1)	146,371 (55.7)	190,832 (56.0)
増加所得税	6,580 (25.5)	5,893 (19.8)	9,000 (6.7)	5,622 (3.8)	500 (0.2)	622 (0.2)
法人税	1,235 (4.8)	1,273 (4.3)	6,300 (4.7)	7,170 (4.9)	13,000 (4.9)	27,900 (8.2)
特別法人税	25 (0.1)	43 (0.1)	42 (0.0)	120 (0.1)	— —	207 (0.1)
営業税	— (0.0)	168 (0.6)	110 (0.1)	128 (0.1)	— —	— —
相続税	145 (0.6)	359 (1.2)	361 (0.3)	462 (0.3)	1,250 (0.5)	2,300 (0.7)
臨時利得税	— —	1,261 (4.2)	158 (0.1)	456 (0.3)	— —	— —
非戦災者特別税	— —	— —	6,541 (4.9)	6,174 (4.2)	887 (0.3)	596 (0.2)
間接税	5,869 (22.7)	8,373 (28.2)	42,923 (32.0)	47,116 (32.2)	100,706 (38.3)	118,378 (34.7)
酒税	2,168 (8.4)	2,378 (8.0)	23,870 (17.8)	27,499 (18.8)	45,776 (17.4)	54,794 (16.1)
砂糖消費税	34 (0.1)	109 (0.4)	1,180 (0.9)	537 (0.4)	362 (0.1)	4,383 (1.3)
織物消費税	526 (2.0)	1,165 (3.9)	2,117 (1.6)	3,281 (2.2)	8,060 (3.1)	11,545 (3.4)
物品税	1,210 (4.7)	2,255 (7.6)	7,845 (5.8)	8,415 (5.7)	17,508 (6.7)	17,507 (5.1)
遊興飲食税	516 (2.0)	857 (2.9)	150 (0.1)	151 (0.1)	— —	— —
通行税	221 (0.9)	298 (1.0)	294 (0.2)	374 (0.3)	2,389 (0.9)	2,492 (0.7)
入場税	527 (2.0)	1,061 (3.6)	6,518 (4.9)	5,697 (3.9)	3,035 (1.2)	4,143 (1.2)
関税	6 (0.0)	15 (0.1)	15 (0.0)	86 (0.1)	48 (0.0)	261 (0.1)
取引高税	— —	— —	— —	— —	21,400 (8.1)	20,813 (6.1)

(注) 1) 印紙収入・財産税・戦時補償特別税は含まない。

2) 昭和21年度の歳入予算は改訂予算である。

3) 昭和22年度は当初予算と補正予算の合計である。

(出所) 国税庁『税務行政主要資料集』昭和29年、大蔵省・日銀共編『財政経済統計年報』、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—19統計』、東洋経済新報社、1978年より作成。

図表10 会社数の推移

	昭和19年		20年		21年		22年		23年	
	合計	百分比	合計	百分比	合計	百分比	合計	百分比	合計	百分比
会社総数	102,316	(100.00)	95,773	(100.00)	106,399	(100.00)	144,436	(100.00)	177,490	(100.00)
鉱業	1,439	(1.41)	1,384	(1.45)	1,412	(1.33)	1,473	(1.02)	1,455	(2.82)
農業	916	(0.89)	882	(0.92)	861	(0.81)	960	(0.67)	942	(0.53)
水産業	326	(0.32)	372	(0.39)	526	(0.49)	758	(0.52)	996	(0.56)
工業	49,527	(48.00)	48,307	(50.44)	57,687	(54.32)	79,936	(55.24)	99,569	(56.10)

〔出所〕国税庁『国税庁第七十四回統計年報書』昭和23年より作成。

でも、昭和20-23年において、衣服・衣類用品製造業、紙・類似製品製造業、紡織工業の企業、つまり消費財生産を行う企業が急激に（2-3倍の勢いで）増加していたが⁷⁴⁾、一方で第一部門の企業、特に基礎生産財の生産を担っている鉱業の企業の増加はさほど大きくなかった。つまり、昭和23年の歳入予算における法人税収の見積を上回る増加には、軽工業部門が大きく貢献したといえる。

したがって、第二部門にかかる消費税の増徴と軽工業の租税収入への貢献度の上昇は、原価主義に基づく基礎原材料の価格計算や重要物産製造事業の免税という措置と相俟って、一応、歳入の面で産業部門間の価値再分配的な機能を持っていたことを認めなければならないであろう。

3. 間接税の増徴

しかし、昭和21-23年度の歳入構造は、その価値再分配の機能の限界をはっきり反映していることに着目しなければならない。まず、ここでは、直接税の中で、所得税による収入が急激に増大したことを挙げなければならない。昭和23年度には、所得税収だけの決算額は全体の租税収入の56%に達した。これには、昭和22年度の所得税制改革が大きく影響したと思われる。この改革によって、従来の所得税における分類

所得税と総合所得税が廃止され、予定申告納税による累進課税が導入された。さらに旧所得税制と新所得税制をつなぐものとして、昭和21年度第4四半期から増加所得税が創設された。既に見たように米の公定価格が引上げられ、その結果、労賃の統制が不可能になったことは、インフレーションによるブラケット・クリーピング現象を通じて所得税収の増加に大きく貢献したと思われる。また、林榮夫は、インフレ体制の下で、この新しい租税制度、特にその予定申告課税の方式と、配当・利子を主たる所得とする者が納税者として全く重要性を与えられなかったという特徴は、大衆課税の性格を持っており、その主な負担が勤労所得者と中小規模事業者にかかったことを明らかにした⁷⁵⁾。

これは既に知られている事実であるが、ここで、所得税そのものより、部門間の価値再分配という観点から見た間接税増徴の限界に注目して議論を進めたい。興味深いことに、従来、日本政府は所得税については負担の公正を、消費税及び流通税などの間接税については、「物価事情の変動等に即応し、（略）相当の増徴を行って租税収入の増加を図る⁷⁶⁾」という方針をとっていたが、事実上、昭和22-23年の租税収入の決算額を見ると、間接税の伸びが所得税の伸びに劣っているということである。実際は、「税制改正法案要綱」で言われていた消費税の

増徴は、主に従量税（酒税、物品税におけるマッチ、あめ類、サッカリンなどに対する税、そして砂糖消費税）の税率の上昇であったが、物品税のうち従価税によるものの税率が逆に引下げられたのである。

その理由としては、織物消費税や物品税（いずれも従価課税方式）の対象となる商品は、需要の価格弾力性の高いものであり、生産者によるこれらの税の転嫁は容易ではなかったということが考えられる。この状況の下で、これらの消費税は、第二部門における企業の利潤を侵食する結果になる。しかし、企業の利潤統制が避けられた戦時日本の特有の経済統制の性質は戦後の統制にも引き継がれたので、日本政府は、間接税の増徴において、利潤を圧迫しないですむ間接税に依存する道以外ではなかったといえるのである⁷⁷⁾。この消費税の増徴の限界は、取引高税の導入に当たって顕著に表れた。昭和23年度から新しく採用された取引高税は、民間から強い反発を呼び起こした。また上記の統制価格と租税の構造の観点から見ると、新しい消費税としての取引高税が通常の市場で捕捉できない所得を把握するために考えられたという議論も偶然ではなかった⁷⁸⁾。つまり、徴税を簡素化するために用いられた印紙はあくまできっかけであり、業界の「猛烈たる反対⁷⁹⁾」の理由は、戦時と同様に利潤統制に対する抵抗であったといえよう。

換言すれば、日本政府は第二部門への課税による剰余価値の吸収の必要性を充分意識していたが、統制価格の下で、間接税の増徴を、相対価格の変動を反映して多くの税収を上げられる消費財ではなく、需要の弾力性の低い消費財に限定しなければならなかったのである。つまり、昭和22年度の税制改正による所得税の割合

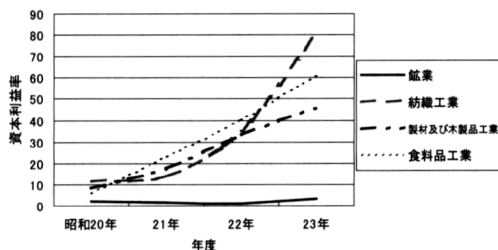
の増加、間接税による税収増加の停滞とそれによる取引高税導入の必要性などは、第二部門からの剰余価値の集中が困難になったことを反映していたといえる。

4. 法人税の改正と税収

上述したように、昭和23年度には、法人税の割合が急に高まり、決算額においては8%以上を占めるようになった。それには第二部門の貢献度が高かったのも、歳入面での価値再分配の機能は認められる。しかし、全体の租税収入におけるその規模は依然として小さかったことに注意しなければならない。さらに、昭和22年度の税制改正においては、法人税の税率の引上げが組み込まれたが、翌年の「税制改正に関する法律案要綱」では、法人税について、「産業の振興、外資の導入、株式の大衆化等に資するため、負担を軽減する⁸⁰⁾」という方針がとられたことも無視できない。

したがって、昭和23年度の実績収入の増加は、第二部門における新規企業の増大だけでは説明困難である。法人税収の急激な増加の決定的な理由は、利潤率の増大である。前述したように、第一部門と第二部門の価格のアンバランスによって、価格が低く抑えられていた第一部門において実現されなかった剰余価値が第二部門に移転され、そこで相対的に高い価格で実現

図表11 産業別資本利益率の推移



〔出所〕国税庁『国税庁第七十四回統計年報書』昭和23年より作成。

図表12 産業別の税額とその利益に対する割合

(単位 1,000円)

	21年			22年			23年		
	利益額(a)	税金(b)	b / a	利益額(a)	税金(b)	b / a	利益額(a)	税金(b)	b / a
鉱業	51,439	11,435	(22.23)	22,829	5,305	(23.24)	137,315	48,535	(35.35)
農業	9,790	3,090	(31.56)	16,707	3,137	(18.78)	63,298	20,133	(31.81)
水産業	34,332	5,191	(15.12)	87,927	14,910	(16.96)	588,468	56,944	(9.68)
金属工業	237,155	65,590	(27.66)	537,515	140,877	(26.21)	2,665,835	653,792	(24.52)
紡織工業	327,221	65,345	(19.97)	1,147,822	215,106	(18.74)	7,516,931	1,492,719	(19.86)
製材及び木製品工業	210,853	31,221	(14.81)	732,260	155,312	(21.21)	2,267,069	388,075	(17.12)
食料品工業	238,732	41,716	(17.47)	774,862	152,534	(19.69)	3,061,505	623,452	(20.36)
印刷及び製本業	92,364	18,736	(20.28)	265,849	51,592	(19.41)	886,962	225,665	(25.44)

(出所) 国税庁『国税庁第七十四回統計年報書』昭和20-23各年度より作成。

されていたわけだから、この部門間の価格のアンバランスはそのまま部門間の利益率の格差によって反映されていたのである。図表11は、部門別の利益率の推移を図示したものである。そもそも定義によって、高い資本装備率を必要としている第一部門の産業の利益は、復興の過程において、第二部門より低い水準にあるということは、当然のことであるが、ここでは主に、利益率の上昇の仕方に注意されたい。原価主義計算によって価格が低い水準に定められていた第一部門の基礎生産財産産業の利益率はほとんど横這いになっているのに対し、昭和22-23年においては、消費財産業、特に紡織工業、食料品工業、製材及び木製品工業の利潤率が著しい増加を示している。この利益率の増大に伴い、自然に軽工業の法人税収入に対する貢献度も高くなっていたことが見られる。したがって、昭和23年度、第二部門における法人税収入の急激な増大は、消費税の税収増加ならびに、いわゆる事後自然増収⁸¹⁾であり、産業部門間の価値再分配を目的とする意思決定過程の結果を反映したものでなかったのである。

図表12は、産業別の利益額と税額を示している。上記の歳出・歳入の分析を念頭において、この表では、次の2つの重要な点に着目されたい。第一に、昭和21-23年において、第二部門

(軽工業)の利益に占める税額の割合は、ほとんど変わらないことが明らかである。即ち、第二部門からの税収は、その部門における会社の増加と利益の上昇に並行して増大していった。第二に、昭和22年と比べて翌年には、鉱業部門において著しい利益金の増大(昭和22年には2,283万円であったが、昭和23年には、13,731万円まで、つまり約6倍増加した⁸²⁾)が見られるが、それは上述した価格補給金の増大によるものだったと思われる。しかし、全体的に鉱業などの第一部門産業の利益率上昇は、依然として第二部門より遅れていたことは、図表11から見てとれる。

したがって、価格調整補給金という政策は、部門間の再分配機能を充分発揮できなかったといわざるをえない。というのは、歳入面では一番大きな制約に直面していたからである。利潤が統制されない状況の中で、適切な価値再分配を行うための剰余価値集中メカニズムは、主に間接税に依存することになった。それによって、この剰余価値の集中メカニズムは、購買力吸収の役割を果たしており、一応は、分散的な形にある資金を集中する機能を持っていたものの、それは、主に国民の手元にある分散的資金を集中していたが、民間企業の留保利潤として残っている資金は国家計画のために利用されず

にいたのである。

しかし、このメカニズムは独自の展開論理を持っていた。それは第二部門に偏在している剰余価値を一旦国家に集中した後、価格補給金を通じて、部門間に計画的に配分するという役割を果たしていたが、日本の場合、この剰余価値が作り出された時点、つまりロシア財政学の定義を使うと、本源的分配の時点ではなく、価格と賃金による再分配が行われた後で、消費部門からそこで実現された剰余価値を吸収するやり方であった。このやり方を取ると、本来国家に集中されるべき価値が、本源的分配によって留保利潤に回された分だけ小さくなる一方、その課税の重点は資本主義的な間接税のメカニズムを通して重い負担として国民にかかることになる。しかし、消費税増徴にはそもそも限界があるので、剰余価値集中の重点が必然的に所得課税に移る結果になる。昭和22年の税制改正をめぐる議論の中で、所得税の改正が中心的な課題となった原因はここにあると思われる。

加えて、日本の所得税が伝統的に利子所得に対する軽課構造を備えていることを考えると、日本では、この価値再分配機能は大衆課税に依存するしかなかったといえる。一方、戦時から企業の利潤が統制されなかった結果、計画経済における国家目的に必要な資金が主に金融の面で集中されるという構造の中で、利子所得に対する課税上の軽減措置は必要不可欠のものであったといえる。つまり、企業利潤が国家統制を受けなかったことは、日本特有で、また独自の論理を持っている価値再分配メカニズムを規定しており、また歳入の面でそのメカニズムの主な制約もなしていたわけである。

V. おわりに

このように見てくると、傾斜生産方式の展開に伴って第一部門と第二部門の計画的な発展のために本格的に活用された公定価格制度とそれに密接な関係がある価格補給金制度はメダルの表裏のようなものであり、計画経済における部門間の再分配という重要な財政的な役割を果たしていたといえる。つまり、戦時と同様に、第一部門における基礎原材料の価格が低く抑えられ、それによって機械工業などの産業の利益増加と増産が実現されていたのである。一方、物質的な統制の意味合いが濃く、価格調整補給金と第二部門に偏在している個別消費税の増税の意義が主に公定価格の維持にあった戦時と違い、石炭・鉄鋼などの基礎原材料に対する補助金を通して、価格が低く抑えられる第一部門と、剰余価値が高い価格で実現される第二部門の間のアンバランスが修正されるという財政的なメカニズムが働いていた。

しかし、その再分配的な機能は限定されたものにならざるを得なかった。その背景としては、戦後復興期、戦時よりさらに民間企業が多かった点があげられる。それらに対する統制は国営企業に対する統制とは異なったものであった。企業利潤は統制されず、資金の集中は主に金融の面で行われており、さらには、傾斜生産に伴う部門間の再分配も価格補助金に依存していた。この状況の下で、第二部門で作り出された剰余価値の大きな部分は、留保利潤という形で民間企業に残り、結果としてその計画的な再分配は狭い範囲に止まらざるを得なかったのである。

従来の研究は、価格統制政策におけるこのよ

うな価値再分配的なメカニズムを無視して、ソ連経済統制との類似性を強調したものといえる。しかし、本稿での分析結果、経済統制には、様々な手法があるということが明らかになった。ソ連と異なり、日本の場合、部門間の価値再分配が主に価格統制と価格補給金を通して行われており、国家予算歳入の面では大きな制約を受けたのである。それによって、経済復興に必要な産業資金が強力な金融統制と復金債を通して配分されるようになった。言い換えれば、国営企業からの取引税という租税に近い財政的な手段によって、つまり「取る」ところで産業部門間の再分配を行うソ連の制度と違い、日本の傾斜生産方式に伴って出来上がった価格と財政制度は、部門間の再分配を主に「出す」ところで行っていたわけである。

この相違は重要な意味を有している。このような日本の制度は、価格統制を前提にしながらも、生産手段の所有権を否定しないですむ。また、財政の面から見ると、国営企業に対して多少物質的な統制を加えても、その企業と財政との関係は実質的に変化せず、あくまで利潤動機で動く民間企業の資本主義的な性格を変えなかったのである。

この意味で、本研究は戦時と戦後の連続性を認めるが、最近の研究で強調される戦時・戦後の日本経済統制とソ連の社会主義制度との類似性に対して否定的な立場をとる。このような日本の経済統制に対する見解は、統制から自由経済への移行の過程にある旧社会主義諸国の発展の特徴を理解するために重要な手掛かりとなると思われる。しかし、従来の比較研究とは異なり、本研究は制度の転換を基準にするのではなく、日本の経済統制が資本主義的な枠組みの中で解体していったことを出発点とする。つま

り、日本の経済統制がもともと資本主義的であったからこそ、その旧社会主義諸国との比較によって、これらの諸国で行われた改革について批判的な再検討を行うことが可能となるのである。

注

- 59) 「戦時経済統制ノ改廃ニ関スル方針昭和20年9月3日」『昭和財政史—終戦から講和まで—10国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金』, 1980年, 213-216頁。
- 60) 外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集第4巻経済編II』, 東洋経済新報社, 1949年。
- 61) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—10国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金』, 1980年, 327-328頁および334-335頁。
- 62) 同上, 346頁。
- 63) 同上, 335-337頁。
- 64) 「公定価格改訂方針要領昭和22年6月12日」同上, 340-341頁。
- 65) 同上, 335-337頁。
- 66) 前掲, 鈴木武雄『現代日本財政史中巻』, 1956年, 373頁。
- 67) 前掲, 香西泰・寺西重郎『戦後日本の経済改革—市場と政府—』東京大学出版会, 1993年を参照。
- 68) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—10国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金』, 1980年, 337頁。
- 69) 塩野谷祐一は、当時の公定価格が市場機構と異なる方式として、物価抑制よりむしろ資源配分的手段であったと指摘している(大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—10国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金』1980年)。また、この他に同じような見解をとる研究として、前掲, 香西泰・寺西重郎『戦後日本の経済改革—市場と政府—』, 1993年などが挙げられる。
- 70) また、傾斜生産の対象となった生産財と違い、一般的に消費財が販売される第二部門の闇価格と比較すると、その格差はより著しいことが明らかである。
- 71) 鉱業への融資総額において90%以上という圧倒的な割合を占めていた復興金融庫の融資、また、その資金調達の方法としての復金債増発およびそれによるインフレーション激化の過程に関しては、前掲, 鈴木武雄『現代日本財政史中巻』1956年、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—12金融』東洋経済新報社, 1976年などを参照。また、戦後の金融構造および金融面での統制については、総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編『経済安定本部戦後経済政策資料第19-23巻財政金融』1995年、伊藤修『日本型金融の歴史的構造』東京大学出版会1995年を参照。
- 72) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—7租税(1)』, 1977年を参照。また、この時期の税制改正と租税収入構造の分析を行った林榮夫の研究もある(林榮夫『戦後日本の租税構造—税制批判の経済理論—』,

1968年を参照）。

- 73) 酒類の価格の引上げと酒税の増徴の必要性は、昭和21年の税制改正から強く強調されていたのである（大蔵省財政史室（編）『昭和財政史—終戦から講和まで—7 租税(1)』, 1977年を参照）。
- 74) 通商産業大臣官房調査統計部『工業統計表』各年度。
- 75) 前掲、林榮夫『戦後日本の租税構造—税制批判の経済理論—』, 1968年を参照。
- 76) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—7 租税(1)』263-269頁。
- 77) 当時主税局長を務めていた平田敬一郎は次のように述べている。「税の関係を物価の関係とは、いくらかこれを取り扱ううえに気持のつながりがあるように思われる。（略）二十三年度においては、どういう税制でのぞむべきかの問題ですが、（略）所得税その他の直接税で膨大な収入を上げること、ことに経済混乱期において多額の収入を上げるといことは、摩擦ばかりが多くて結果は必ずしも公平には行かない、率直に言って、むしろ間接税で行った方がいいんじゃないかという気がしたので。（略）さて間接税で行くときめましても、では、どういう間接税でゆくかということになりますと、また問題がありました。（略）で、二十三年度の税制としては、所得税はまずできるだけ減税して、取引高税でゆくということになった。」（『昭和27年6月17日昭和22年末以降の税制と徴税問題主税局長平田敬一郎氏講述』『戦後財政史口述資料第三冊租税（1-5）』）
- 78) 取引高税の導入過程については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—7 租税(1)』, 前掲、『戦後財政史口述資料第三冊租税（1-5）』を参照。
- 79) 前掲、『昭和27年6月17日昭和22年末以降の税制と徴税問題主税局長平田敬一郎氏講述』『戦後財政史口述資料第三冊租税（1-5）』を参照。
- 80) 『昭和十年以降の税制改正』342頁。
- 81) 事後的自然増収という概念について、前掲、神野直彦「租税政策と経済統制—太平洋戦争期の租税政策—(1), (2)」大阪市立大学『経済学雑誌』, 第84-85巻, 1983年を参照。
- 82) 国税庁『国税庁第七十四回統計年報書』昭和22・23各年度。

参 考 文 献

〔日本語の文献〕

- 有沢広巳 [1947], 『経済危機突破の方途』, 新生活講座。
- [1947], 「過渡期の経済政策」山田雄三他『戦後経済学の課題2』, 有斐閣。
- [1948], 『インフレーションと社会化』, 日本評論社。
- 有沢広巳他編 [1958], 『現代資本主義講座第3

巻』, 東洋経済新報社。

- 有沢広巳・宇佐美誠次郎・大島清・渡辺佐平編 [1957], 『日本資本主義研究入門Ⅲ』, 日本評論社。
- [1989], 『有沢広巳 戦後経済を語る——昭和史への証言』, 東京大学出版会。
- 有沢広巳・中村隆英編集 [1990], 『資料・戦後日本の経済政策構想第2 巻傾斜生産方式と石炭委員会』, 東京大学出版会。
- 安藤良雄編 [1966], 『昭和経済史への証言中巻』, 毎日新聞社。
- 『石橋湛山全集第13巻』, [1970], 東洋経済新報社刊行。
- 伊藤修 [1997], 『日本型金融の歴史的構造』, 東京大学出版会。
- 伊牟田敏充 [1995], 『戦時体制下の金融構造』, 日本評論社。
- 大石嘉一郎編 [1994], 『日本帝国主義史3 第二次大戦期』, 東京大学出版会。
- 大島通義・井手英策 [2002], 「中央銀行と財政統制——1930年代初頭—戦時期の日本とドイツについて——（下）」『三田学会雑誌』第95巻2号。
- 岡崎哲二・奥野正寛編 [1993], 『現代日本経済システムの源流』, 日本経済新聞社。
- 岡崎哲二 [1991], 「戦時計画経済と企業」東京大学社会学研究所編『現代日本社会 4 歴史的前提』, 東京大学出版会。
- [1987], 「戦時計画経済と価格統制」近代日本研究会編『戦時経済』, 山川出版社。
- 大蔵省財政史編集室編 [1955], 『昭和財政史IV臨時軍事費』, 東洋経済新報社。
- [1957], 『昭和財政史V 租税』, 東洋経済新報社。
- 大蔵省財政史室編 [1977], 『昭和財政史——終戦から講和まで——7 租税(1)』, 東洋経済新報社。
- [1980], 『昭和財政史——終戦から講和まで——10 国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金』, 東洋経済新報社。
- [1976], 『昭和財政史——終戦から講和ま

- で——12金融』東洋経済新報社。
- [2000], 『昭和財政史——昭和27年～48年度——1 総説』東洋経済新報社。
- 大蔵省財政史室編 [1985], 『終戦直後の財政・通貨・物価対策』, 霞出版社, 1985年
- 大蔵省・日本銀行共編 [1948], 『財政経済統計年報』, 大蔵財務協会。
- 外務省特別資料課編 [1949], 『日本占領及び管理重要文書集第4巻経済編Ⅱ』, 東洋経済新報社。
- [1994], 『経済安定本部戦後経済政策資料4 経済統制(1)』, 日本経済評論社。
- [1995], 『戦後経済政策資料19財政金融(1)』, 日本経済評論社。
- [1995], 『戦後経済政策資料20財政金融(2)』, 日本経済評論社。
- 香西泰・寺西重郎編 [1993], 『戦後日本の経済改革——市場と政府——』, 東京大学出版会。
- 国税庁『国税庁第七十四回統計年報書』昭和20——23各年度。
- 佐藤進, 宮島洋著 [1983], 『財政』, 東洋経済新報社。
- 佐藤博 [1984], 『ソビエト財政論』, 未来社。
- 神野直彦 [1983], 「租税政策と経済統制——太平洋戦争期の租税政策——(1), (2)」『経済学雑誌』, 第84-85巻, 大阪市立大学。
- [1979], 「馬場税制改革案」『証券経済研究』, 第127-128号, 日本証券経済研究所。
- 鈴木武雄編 [1949], 『安定恐慌論』, 北隆館。
- 鈴木武雄 [1952], 『現代日本財政史上巻』, 東京大学出版会。
- [1956], 『現代日本財政史中巻』, 東京大学出版会。
- 『戦後財政史口述資料第三冊租税(1-5)』。
- 総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編 [1995]『経済安定本部戦後経済政策資料第19-23巻財政金融』1995年。
- [1994], 『経済安定本部戦後経済政策資料1 経済一般・経済政策(1)』, 日本経済評論社。
- 通商産業大臣官房調査統計部『工業統計表』昭和20——23各年度
- 中村隆英 [1995], 『昭和経済史』岩波セミナーブックス17。
- [1968], 『戦後日本経済——成長と循環——経済学全集25』, 筑摩書房。
- [1980], 『日本経済——その成長と構造——』[第2版] 東京大学出版。
- 中村隆英・原朗 [1972], 『経済新体制』『近衛新体制の研究』, 日本政治学会編。
- [1969], 『現代史資料 国家総動員(1)経済』, みすず書房。
- 西村吉正編 [1994], 『復興と成長の財政金融政策』, 大蔵省印刷局。
- 二瓶剛男 [1970], 「ソビエト社会主義蓄積機構における取引税の役割」『経済学論集』第36巻3号, 10月。
- [1977], 「ソビエト社会主義経済の戦後段階——重化学工業の展開を中心に——」『現代社会主義——その多元的諸相——』, 東京大学社会科学研究所。
- 日本銀行調査局 [1973], 『日本金融史資料昭和編第34巻』, 大蔵省印刷局。
- [1989]『日本金融史資料昭和統編19巻大蔵省資料(1)』。
- 日本銀行百年史編纂委員会編 [1985], 『日本銀行百年史第5巻』, 日本銀行。
- 『日本経済の前途(一万田尚登・大内兵衛対話, 司会有沢広巳)』[1949], 労働文化社。
- 林榮夫 [1968], 『戦後日本の租税構造——税制批判の経済理論——』, 有斐閣。
- 原朗 [1967], 「資金統制と産業金融」『土地制度史学』, 第34号IX——2, 土地制度史学会。
- [1977], 「戦時経済統制の開始」『岩波講座 日本史現代7』。
- [ロシア語の文献]
- Динкевич. А.И. *Очерки экономики современной Японии*. М.: Наука, 1972.
- (A. I. ディンケビッチ [1972], 『現代日本の

- 経済』)
- Динкевич А.И. *Государственные финансы послевоенной Японии*. М.: Наука, 1967.
- (А. I. ディンケビッチ [1967], 『戦後日本の財政』)
- Динкевич А.И. *Военные финансы Японии (1937-1945)*. М., 1958.
- (А. I. ディンケビッチ [1958], 『日本の戦時財政 (1937-45年)』)
- Льяченко В.П. *История финансов СССР (1917-1950 гг.)*. М.: Наука, 1978.
- (V. P. ギャチェンコ [1978], 『ソ連邦の財政史』)
- История Японии*. Т. II. 1868-1998. М., Институт востоковедения РАН, 1998.
- (『日本史』 [1998], 第2巻)
- Ляндо А. *Вопросы финансового баланса народного хозяйства*. М., 1985.
- (А. リャンド [1985], 『国民財政バランスの諸問題』)
- Марголин Н.С. *Планирование финансов*. М., 1961.
- (マルゴーリン [1961], 『財政の計画』)
- Певзнер Я.А. *Государство в экономике Японии*. М.: Наука, 1976.
- (ペヴズネル [1976] 『日本経済における国家の役割』)
- Смирнов А. *Экономическое содержание налога с оборота*. М., 1963.
- (スミルノフ [1963] 『取引税の経済的内容』)
- Финансово-кредитный словарь* в 3-х тт. М.: Финансы и статистика, 1984.
- (『財政・金融用語辞典』 [1984], 第1-3巻)
- Финансы СССР*. Под ред. И.Д.Злобина, М.: Финансы, 1967.
- (I. D.ズロービン編 [1967] 『ソ連邦財政』)
- Финансы СССР: Учебник*/Под ред. Сычева Н.Г., Болдырева Б.Г., М., 1984.
- (スィチョーフ, ボルディオレフ編 [1984], 『ソ連の財政』)
- Шуляк П.Н., Белотелова Н.П., *Финансы: Учебное пособие*, М., 2000.
- (スリャク・ベロチェロヴァ [2000], 『財政・金融』)
- [英語の文献]
- Holzman, F.D. [1955] *Soviet Taxation: The Fiscal and Monetary Problems of a Planned Economy*, Cambridge.
- Hubbard, L.E. [1936] *Soviet Money and Finance*, London.
- Cohen, Theodore, [1987] *Remaking Japan*, New York.
- (東京大学大学院経済学研究科博士課程)